



新潟県報

発行 新潟県

第 60 号

平成25年8月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 936 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 937 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 938 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 939 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 940 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 941 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 942 土地改良事業の工事完了届（農地整備課）
- 943 公共測量の実施通知（監理課）
- 944 公共測量の実施通知（監理課）
- 945 公共測量の実施通知（監理課）
- 946 公共測量の実施通知（監理課）
- 947 道路の区域変更（道路管理課）
- 948 道路の供用開始（道路管理課）
- 949 市街地再開発組合の理事長就任届（都市政策課）

公 告

一般競争入札の実施（廃棄物対策課）

選挙管理委員会告示

49 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

67 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第936号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うおぬま眼科	魚沼市日渡新田字ヒワタリ84-1	平成25年6月1日

小嶋歯科医院	妙高市大字関川10-13	平成25年6月3日
大手薬局長岡店	長岡市今朝白1丁目7番4号	平成25年7月25日
レモン薬局	長岡市信濃2丁目7番1号	平成25年7月1日
クスリのアオキ 美沢薬局	長岡市四郎丸町字沖田153-1	平成25年7月1日
さくら薬局 千種	佐渡市千種丙218番地1	平成25年7月1日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	平成25年6月4日

◎新潟県告示第937号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
アイン薬局諏訪町店	妙高市諏訪町1丁目5番14号	名称	スワ町薬局	アイン薬局諏訪町店	平成25年6月1日
アイン薬局南本町店	上越市南本町2丁目2番12号	名称	トモエ薬局南本町店	アイン薬局南本町店	平成25年6月1日

◎新潟県告示第938号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	廃止年月日
鶴間医院	佐渡市河原田本町254	平成25年5月17日
小嶋歯科医院	妙高市大字関川10-13	平成25年6月2日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	平成25年6月30日

糸魚川薬局	糸魚川市大和川1268番地	平成25年6月30日
有限会社 鈴木薬局	五泉市郷屋川2-54-2	平成25年6月1日
有限会社 さど調剤薬局・さくら薬局	佐渡市河原田本町188	平成25年5月31日

◎新潟県告示第939号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
いなほ調剤薬局 東店	魚沼市四日町21-1	薬局	平成25年7月1日
アイン薬局 諏訪町店	妙高市諏訪町1-5-14	薬局	平成25年7月1日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1-6-13	薬局	平成25年7月1日
アイン薬局 糸魚川店	糸魚川市大和川1268	薬局	平成25年7月1日

◎新潟県告示第940号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新した。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
西長岡調剤薬局 千秋店	長岡市千秋2-278	薬局	平成25年7月1日
ウエルシア新潟 三条薬局	三条市西裏館2-11-19	薬局	平成25年7月1日
まのはら薬局	新発田市真野原1719-27	薬局	平成25年7月1日
大手薬局 本所店	見附市本所-12-12	薬局	平成25年7月1日
クオール薬局 南高田店	上越市南高田町4-21	薬局	平成25年7月1日
にしき薬局	上越市三和区錦向坪323-1	薬局	平成25年7月1日

◎新潟県告示第941号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
須藤 謙亮	耳鼻咽喉科	須藤医院	三条市元町8-5	H25. 5. 21
田村 倫太郎	内科	上越市国民健康保険 牧診療所	上越市牧区柳島437	H25. 6. 27

◎新潟県告示第942号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年8月2日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
柏崎市 柏崎土地改良区	荒井用水路	農業用排水施設整備 (基盤整備促進) 事業	平成25年3月21日

◎新潟県告示第943号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業（面的集積型）滝谷地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月29日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 長岡市滝谷町、渡沢町地内

◎新潟県告示第944号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）事業 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月29日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 長岡市両高 城之丘、村田、東保内、梅田、島崎地内

◎新潟県告示第945号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和中部第2地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月22日から平成26年3月7日まで

3 作業地域 上越市 三和区 大ほか 地内

◎新潟県告示第946号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）蔵光地区（全換地区）（1次）確定測量）
- 2 作業期間 平成25年7月22日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 新発田市 蔵光ほか 地内

◎新潟県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成10314番から 同郡同町大字秋成10308番13まで	新	8.5～42.2メートル	235.1メートル
	旧	8.5～41.6メートル	235.8メートル

◎新潟県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字秋成10314番から同郡同町大字秋成10308番13まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月2日

◎新潟県告示第949号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、大手通表町西地区市街地再開発組合から、次の者が理事長に就任した旨の届出があった。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 氏名
藤井 良治
- 2 住所
新潟県長岡市大手通2丁目3番地6

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県産業廃棄物排出者意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

新潟県産業廃棄物排出者意識調査業務

(2) 委託業務の仕様等

新潟県産業廃棄物排出者意識調査業務委託に係る仕様書及び契約条項（以下「仕様書等」という。）による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 委託期間

契約日から平成25年11月29日（金）

(4) 業務実施場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札説明書による。

2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等

次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

電話番号 025-280-5161

Eメール：ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。

(4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(5) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(6) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

(1) 日時 平成25年8月21日（水） 午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

8 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年8月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
山海荘	上越市名立区名立小泊481番地1	集会室	79.00	平成25年7月1日

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第67号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成25年8月2日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成25年9月2日（月）から平成25年9月9日（月）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成25年8月8日（木）から平成25年8月9日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成25年8月22日（木）から平成25年8月23日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)